

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第八条の三            第二号並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）            第五十条第二項第三号、第五十三条第二項第二号、第六十四条第            二項第七号及び第百条第一項第十号の規定に基づき、信用金庫法施            行令第八条の三第二号等に規定する引当金及び剰余金等を次のよう            に定める。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第四条 規則第六十四条第二項第七号に規定する金融庁長官が別に            定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>「一、四 略」</p>	<p>信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第八条の三            第二号並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）            第五十条第二項第三号、第五十三条第二項第二号、第六十四条第            四項第八号及び第百条第一項第十号の規定に基づき、信用金庫法施            行令第八条の三第二号等に規定する引当金及び剰余金等を次のよう            に定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第四条 規則第六十四条第四項第八号に規定する金融庁長官が別に            定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>「一、四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	